

令和元年第11回農業委員会総会議事録

開催年月日	令和元年12月24日(火)					
開催場所	白岡市役所4階特別大会議室					
開催時間 及び宣告者	開会	午前 9時03分	議長	進藤 貴一		
	閉会	午前 9時50分	議長	進藤 貴一		
議長	進藤 貴一	臨時議長		仮議長		
委員 出席 状況	農業委員			推進委員		
	席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
	1	吉澤 眞吉	出席	1	齋藤 美佐夫	出席
	2	鈴木 健一	欠席	2	長澤 いと	出席
	3	関山 功一	出席	3	吉田 敏雄	出席
	4	進藤 貴一	出席	4	大久保 要夫	出席
	5	小野田 憲司	出席	5	細井 和夫	出席
	6	小島 俊雄	出席	6	渡邊 明子	出席
	7	八木橋 健一	出席	7	飯田 孝	出席
	8	江原 勝	出席	8	安野 和好	出席
	9	井上 日出巳	欠席	9	山岸 良一	出席
	10	岩上 賢	出席			
	11	荒井 肇	出席			
	12	白石 富子	出席			
	13	江口 泰夫	出席		出席者	21名
14	大山 峰夫	出席		欠席者	2名	
議事参与制限 を受ける委員			会長からの 出席要請者	農政課	説明員2名	
事務局	事務局長	嶋崎 徹		主幹	手島 淳	
	主査	大塚 一隆		主任	塩村 孝太郎	
	主任	安藤 寛子				
説明員	主査	大塚 一隆		主任	塩村 孝太郎	
	主任	安藤 寛子		農政課	佐藤 秀幸	
	農政課	小林 祐太				
会議次第	別添のとおり			配布資料	別添のとおり	

審議事項

- (1) 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (2) 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について
- (3) 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見について

協議報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分について
- (3) その他

議 事 の 経 過

発言者	議題・発言内容・決定事項
局長	皆さんおはようございます。定刻となりますので、ただ今から、令和元年第11回農業委員会総会を始めさせていただきます。
局長	はじめに、進藤会長からごあいさつを申し上げます。
会長	あいさつ（省略）
局長	<p>本日は、傍聴人の方がお見えでございますので、よろしくお願いいたします。なお、傍聴人に申し上げます。</p> <p>お手元の『傍聴人心得』を良くお読みいただき、傍聴くださいますようお願いいたします。</p>
局長	<p>現在の出席委員は農業委員12名、推進委員9名でございます。</p> <p>農業委員会会議規則に基づきまして、進藤会長に議長をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【開会 午前9時03分】</p>
議長	現在出席委員12名であり定足数に達しておりますので、これから第11回総会を開会いたします。
議長	議事録署名委員に荒井委員、白石委員を指名いたします。
議長	まず初めに事務局から発言を求められていますので、事務局の発言を許可します。
事務局	<p>本日、審議を予定しております、議案第23号の現況地目については、「畑」ではなく、「宅地」が正しいものとなりますので、訂正をお願いいたします。</p> <p>議案第25号の案件について、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）の表紙のさしかえがありましたので、つづりのさしかえをお願いします。</p>
<u>議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見</u>	
議長	日程第1 議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。
事務局	<p>議案第23号 農地法第4条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は1件でございます。</p> <p>総会資料の2ページ目をご覧ください。</p> <p>番号1につきましては、申請人が所有権を有する申請地について、既存住宅敷として転用するための申請です。</p> <p>申請地につきましては、昭和45年以前から住宅敷地として使用されており、今後も宅地として使用することから、今回、申請がなされたものです。</p>

	<p>農地区分につきましては、10ha以上の一団の農地であることから、第1種農地と判断されますが、昭和45年に撮影された航空写真により宅地利用が確認出来ております。</p> <p>また、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、転用についてはおおむね認められるものと思われまます。</p> <p>議長 説明が終了しました。これから番号1の現地確認の報告を委員にお願いいたします。</p> <p>委員 今回、農地法4条の規定による許可申請の農地について、12月18日に現地確認をいたしました。現地案内図を参照ください。現在申請地については事務局の説明通りです。地主の話によると、昭和45年以前から宅地の一部として利用しており、今後も宅地の一部として利用するというお話でした。従いまして、この案件につきましては、転用理由や申請地の状況から見て、転用についてはやむを得ないと判断いたしました。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p> <p>議長 報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">[質疑等なしという声あり]</p> <p>議長 質疑なしと認めます。</p> <p>議長 お諮りします。本案については事務局説明及び地区担当農業委員からの報告、転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">[異議なしという声あり]</p> <p>議長 異議なしと認めます。よって議案第23号については、原案のとおり決定します。</p>
<p><u>議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見</u></p>	
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>日程第2 議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見について を議題といたします。事務局から内容説明をいたさせます。</p> <p>議案第24号 農地法第5条の規定による許可申請に対する進達の意見につきまして、御説明いたします。今回案件は1件でございます。</p> <p>総会資料の3ページをご覧ください。</p> <p>番号1につきましては、譲受人が譲渡人の土地に、使用貸借権を設定し、資材置場として一時転用するための申請です。</p> <p>譲受人につきましては、電気通信事業を営んでおり、携帯電話無線基地局の設置工事を施工するにあたり、資材置場が必要であり、申請地を工事期間中一時的</p>

	<p>に使用するため、今回の申請がなされたものです。</p> <p>農地区分につきましては、農用区域内農地と判断されますが、基地局は転用不要であり、資材置場は農地法施行令の不許可の例外に該当するため、一時転用が可能となります。</p> <p>また、計画の実現性については、申請内容及び関係各課が必要とする要件を備えていることから、おおむね認められるものと思われまます。</p>
議長	<p>説明が終了しました。これから番号1の現地確認の報告を委員にお願いいたします。</p>
委員	<p>農地法5条の現地確認について御説明いたします。今回の申請地、議案第24号番号1の現地を12月18日に確認いたしました。現地案内図は2ページをご覧ください。申請地は現在、農地として使用され雑草等もない状態でした。なお、使用目的等は事務局の説明の通りです。この案件につきましては、転用理由が一時的な使用のため、転用についてはやむを得ないものと判断いたしました。皆さんの御審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>報告が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>転用につきましては、ただいま説明があった通り、状況から、また法的にも問題はないと思うが、転用期間、また終了後についてはどのようにするのか御説明をお願いしたい。</p>
事務局	<p>まず、転用の期間についてですが、今回案件の内容としては2ヶ月間、年明け概ね1月下旬から2ヶ月程度と予定されている。併せてその2ヶ月間というのは今回転用して最終的に畑に復元するまでを含めて2ヶ月間ということで申請がなされています。許可が下りればそのような施工期間になると思われまます。</p>
委員	<p>今回、一時転用ということですが、当然転用するためにはどこの基地に工事をするのか場所が分かったら教えていただきたい。</p>
事務局	<p>基地については畑の中となります。今回申請のある農地の一部分を基地局として使用し、残りの部分を一時転用する形となっている。筆自体は形的にもう少し大きいものになる。</p>
委員	<p>その一時転用する所に携帯の基地を建てるということでよいか。</p>
事務局	<p>そういった形となる。</p>
議長	<p>他に御意見ありますか。</p> <p style="text-align: center;">[異議なしという声あり]</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p>
議長	<p>お諮りします。本案については事務局説明及び地区担当農業委員からの報告、</p>

	<p>転用理由、申請地が含まれる区域の農地性及び地域農業との調和を図りつつ効率利用できるものと判断し、一時的な転用はやむを得ないものと認め、許可相当の意見を付して県へ進達することで御異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">[異議なしという声あり]</p> <p>議長 異議なしと認めます。よって議案第24号については、原案のとおり決定します。</p>
<p><u>議案第25号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見</u></p>	
<p>議長</p>	<p>日程第3 議案第25号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見について を議題といたします。農政課職員の入室を求めます。</p> <p style="text-align: center;">[農政課担当職員、事務局席へ移動]</p>
<p>議長</p>	<p>本案につきましては農地中間管理事業の推進に関する法律第19号第3項の規定に基づき白岡市から依頼がありました。これより、農政課職員から内容説明をいただきます。</p>
<p>農政課</p>	<p>それでは農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見について説明をさせていただきます。</p> <p>まずはじめに、議案に入らせていただく前に、事前に配布させていただいている資料の表紙の表示に誤りがございましたので、差替えをさせていただきました。申し訳ございませんでした。修正箇所でございますが、農地中間管理事業に係るがひらがなのかかるとなり誤りがございました。係るの文字を訂正させていただきました。もう一点につきましては、日程第3と表記されておりましたがそちらを削除させていただいております。その2点が変更点となっております。</p> <p>それでは議案第25号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見について でございますが、配分計画を作成する市は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、原則として農業委員会の意見を聴取することとされており、意見を聴取する事項としては、次のとおりとなっております。農地のすべてを効率的に利用しているか、周囲の農地利用に悪影響を及ぼすか、必要な農作業に常時従事する見込みであるか、従事する見込みがない場合は、他の農業者との適切な役割分担の下、継続的、安定的に農業経営を行う見込みであるか、従事する見込みがない場合は、業務執行役員の1人以上が耕作等の事業に常時従事する見込みであるか、受け手希望者への農用地貸付の適否 以上6事項となっております。</p> <p>それでは、配布させていただきました別添資料の農用地利用配分計画（案）及び位置図をご覧ください。</p> <p>位置図につきましては、農林公社が作成した位置図を提供していただいておりますので、資料として使用させていただきました。文字等見にくい部分については、御了承いただきますようお願い申し上げます。</p> <p>また、今回借り入れる農地につきましては、赤色の太線で囲ってある部分でございます。</p>

借受人、借受地、存続期間等の内容につきましては、資料のとおりでございます。

今回の借受けにつきましては、2件ございました。

はじめに、法人である●●でございます。

今回借受けを行う農地につきましては、農用地配分計画案のうち番号1から番号109までとなっております。借受人の農業経営状況につきましては、平成26年10月に春日部市内で本社を設立しておりますが、令和元年4月に春日部市から白岡市へ本社を移転いたしました。現在、借受けている農地面積は、約35haであり、市内で借受けている面積は、約26haでございます。そのうち、中間管理事業を行っている面積については約17haとなっております。

今後借りる農地につきましては、市内の日勝地区及び篠津地区の借入の拡大を予定しております。

また、こちらの法人につきましては、主にネギを栽培しており、多品種のネギに取組み栽培をしております。

続きまして、役員の農業従事日数につきましては、320日であります。雇用労働者につきましては、常時勤務が4名、パートタイム労働者等が、年間約20名を雇用しております。

最後に農機具等所有状況につきましては、集荷調整ハウス220㎡が1棟、トラクターが6台、耕運機が5台、トラックが6台、農薬肥料散布機等がございます。

続きまして、法人である■■でございます。

今回借受ける農地につきましては、農用地配分計画案のうち番号110から番号114までとなっております。

借受人の農業経営状況につきましては、平成23年4月に久喜菖蒲町内で事務所を設立しております。

■■が現在借受けている農地面積につきましては、約76haでございます。そのうち全てを農地中間管理機構を通じた土地の借入れを行っております。また、白岡市内で借受けている面積につきましては約6.3haとなっております。今後につきましても農地中間管理機構を通じて、市内の大山地区、日勝地区を中心に借入れを拡大していく予定となっております。こちらの法人につきましては、主に水稻を栽培し、コシヒカリ、彩のかがやきなどの品種を作付けしております。また、近年では、ネギの栽培に取り組んでおり、作付面積については、約2ha程度の作付けしております。

続きまして、役員の農業従事日数につきましては、300日で、雇用労働者は、常時勤務は4名、パートタイム労働者等は、年間約100名を雇用しております。

最後に農機具等所有状況については、出荷調整倉庫3000㎡が1棟、トラクターが3台、コンバインが2台、田植機が2台等を所有しており、南彩農協管内唯一多収性品種に取り組んでおります。

市といたしましては、農業経営状況等から判断して、2件の借受者に貸借することについては、支障なしと考えております。農業委員の皆様のご審議をお願いいたします。

補足でございますが、今後の日程について説明させていただきます。

農業委員会で意見決定後に、市より農地中間管理機構に対し農用地利用配分計画

	<p>及び配分計画に係る意見書を提出させていただきます。</p> <p>農地中間管理機構において農用地利用配分計画が定められ、埼玉県に対し承認申請されます。埼玉県において農用地利用配分計画の公告・縦覧が行われ、その後認可となっております。以上で説明を終了させていただきます。</p>
議長	<p>説明が終了しました。これから御意見・御質疑等をお伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p>
委員	<p>説明の中で、●●、■■を含め、●●につきましてはネギを栽培しているわけですが、大型トラクターで耕運したり除草したりしているが、道路の方にも回転する時に道路に入り込んできてハンドルを切るものですから、道路が傷むケースが出たり、何回かクレームがあった。再度注意していただきたい。</p> <p>■■の水稻の方ですが、機械が大型化されてきているので、農道がかなり傷んでしまう。その辺も注意していただきたい。近隣の田んぼに迷惑がかからないよう、きめの細かい作業をお願いしたい。機械が大きくなるとどうしても粗放的になってしまうので、注意をお願いしたい。</p>
委員	<p>少子高齢化で農家の状況も厳しい、また農地の不耕作による雑草等、環境面も悪くなってきている。農地中間管理機構は環境保全も兼ねた農地の利用がされていることは良いことだと思う。疑問に思うことがあるのだが、賃料について差があるのはどうしてか。</p>
農政課	<p>賃料につきましては2社で8千円と3千円に分かれているが、法人に賃料の設定を一任している。中間管理自体にも一律でいくらというものがございません。よって、法人の経営状況に応じて金額の設定をさせていただいております。</p>
委員	<p>県の基準等法的な縛り等はないのか。</p>
農政課	<p>県の基準等はありません。</p>
委員	<p>賃料について法人の経営状況に応じて金額が異なるという話であったが、同じ白岡の土地の使い方について、市としても農業委員会においても賃料について指導、あるいは提示をしてはどうか。違う土地の使い方賃料に差が出ることに納得はできるが、同じ土地の使い方賃料に差が出ることに、行政としてどのように指導していくのか。</p>
議長	<p>個人としては、賃金に多少の差がでることに対してはやむを得ないと思う。あまり差が出てしまうことに対してはどうかと思う。その辺は事務局と話し合う必要があるかと思う。事務局の意見を伺いたい。</p>
農政課	<p>田と畑について、田につきましては水利費等がございますので1万円設定でよろしいのかと思われる。畑につきましては一律5千円程度でよろしいのかなと事務局としては考えております。</p>
委員	<p>賃料について、昨年から▲▲が参入しており、▲▲は賃料が7千円から8千円かと思われる。■■については3千円である。</p>

	<p>同じ白岡でもあまりに差があるので、早急に■■の賃料を上げるのか、▲▲の賃料を下げるのか調整をして欲しい。併せて、今後、他の地区でも水稻を拡大しながら中間管理機構を通して賃料統一の話を図っていただきたい。</p>
議長	<p>賃料にばらつきがあるということだったが、その辺も事務局からお話をさせていただけたらと思う。</p>
農政課	<p>補足になりますが、白岡市ではこのような賃料が多いです。と各法人に話はさせていただいております。ただ、例えば■■は田だと1万円、畑だと3千円ということで、白岡市だけではない。各市をまたがって営農されている。どこでもそのようにさせていただきたいと企業の要望があります。★★も賃料を8千円程度まで下げたいと話を伺っている。市内である程度の作物の状況等によって、なるべく平準化していきたいと思っている。これから事業者とも話をさせて頂けたらと思う。市からはこの賃料にしなさいとは言えることではないので、調整できたらと考えておりますのでよろしく願いいたします。</p>
委員	<p>大山地区の■■についてですが、田は8千円だったと思う。パイプライン付近で水稻も行ってたと思うが賃料はいくらくらいだったか伺いたい。</p>
農政課	<p>■■の水稻の賃料については、毎年農協で彩のかがやきの1等級米がございます。その1等級米の価格に見合った賃料を支払っております。1反あたり60キロ分の販売価格の賃料を基準にお支払いをさせていただいております。</p>
委員	<p>白岡市として今後、遊休農地、荒廃農地の懸念があるが、その解消運動として企業に賃料を行政指導していただければと思う。</p>
農政課	<p>誘導はできるが行政指導まではできない。企業活動なので、経営規模や畑においては、どんな作物を植えるのかによって売り上げも違う。土地は有効に活用していただいた上で、適正だと思われる賃金に落ち着かせられるように市では配慮していきたいと思う。</p>
議長	<p>よろしいですか。質疑なしと認めます。</p>
議長	<p>お諮りします。本案につきましては農用地利用配分計画（案）のとおり承認し、市へ回答することで御異議ございませんか。</p>
	<p>[異議なしという声あり]</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって議案第25号については、原案のとおり決定します。</p>
議長	<p>以上をもちまして、議案第23号から議案第25号に係る全ての議事を終了いたします。引き続き協議報告会を開催いたします。</p>
	<p><u>協議報告事項1 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分</u></p>
	<p><u>協議報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分</u></p>
議長	<p>協議報告事項1 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する専</p>

<p>事務局</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>決処分について 協議報告事項2 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する専決処分についてを事務局から説明をいたさせます。</p> <p>協議報告事項1 農地法第4条第1項第7号の転用届出に関する専決処分についてでございますが、今回報告は2件でございます。 総会資料の6ページ目をご覧ください。</p> <p>番号1および番号2につきましては、住宅敷のための転用です。</p> <p>続きまして、協議報告事項2 農地法第5条第1項第6号の転用届出に関する専決処分についてでございますが、今回報告は1件でございます。 総会資料の7ページ目をご覧ください。</p> <p>番号1につきましては、住宅敷のための転用です。</p> <p>説明が終了いたしました。これから御意見・御質疑等お伺いします。御意見・御質疑等ございましたらお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">[質疑等なしという声あり]</p> <p>質疑なしと認めます。</p>
<p><u>協議報告事項3 その他</u></p>	
<p>議長</p> <p>事務局</p>	<p>質疑もないようですので、協議報告事項3その他に移ります。事務局から内容説明をいたさせます。</p> <p>協議報告事項3 その他 について でございますが、</p> <p>○農地転用等許可後の現地確認について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H30年1月～12月までの議案とした5条の案件の内完了届未提出分について、目的通りの利用がされているかの確認をお願いいたします。(4条は完了済み) 別添の議案書のコピーの各案件に、担当する委員さんの名前を入れてあるので、現地を確認いただき、工事が終わっていれば「済」、工事中であれば「工事中」、何もやっていないようであれば「農地のまま」や「不耕作地」等を代表地番の下や脇に記入して1月総会時に提出してください。 <p>○農業委員会活動記録の提出について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出がお済でない方は、総会後に提出をお願いします。 <p>○来月の農地改良等現地パトロールについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1月7日 荒井委員・大山地区推進委員 ・1月21日 白石委員・八木橋委員・日勝地区推進委員 <p>必要に応じて日程変更をお願いします。</p>

○来月総会

- ・ 1月24日（金）午前9時
- ・ 議事録署名委員の荒井委員、白石委員の両委員は来月印鑑をお願いします。

○綱紀粛正について

・ 先日の全国農業委員会会長代表者集会において「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議されたのを受け、総会で注意喚起を実施するよう要請がありました。つきましては、先月総会でも綱紀粛正の周知をしたところですが、この場で改めて申し合わせ決議を行いたいと思います。進藤会長、よろしくお願いいたします。

会長

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、農業者の公的な代表機関である農業委員会組織の一員として、法令に則り適正に農地制度を運用し、農地利用の最適化を実現する責務を負っている。

特に、農地制度に基づく許認可に係る事務については、個人情報に接することも多く、公平・公正な運用はもちろんのこと、個人情報保護も徹底しなければならない。

私たち農業委員、農地利用最適化推進委員は、高い倫理観を持ち、法令順守を徹底するため、次の事項についてここに申し合わせ、決議する。

(1) 農業委員会が担っている職務と責任を改めて自覚し、法令に則り適正に農地制度を運用すること。特に、農業委員会法第31条の議事参与の制限、同第33条の議事録の公表を適切に実施して、農業委員会の議事の公正さを確保すること。

(2) 農業委員、農地利用最適化推進委員としての高い倫理観を維持し、法令遵守を徹底するための研修等を実施すること。

令和元年12月24日

白岡市農業委員会

局長

最後に、前回の農業委員会の議題でありました、台風19号の影響による稲藁の現状を報告させていただきます。

先月の総会終了後の翌週に回覧の原稿ができて、ご覧になったかと思いますが、今月の最初の週に南彩農協の支部長を通して回覧をお願いしたところです。回覧の内容につきましては12月27日までに制度を利用して処分したい方は連絡をしていただきたいと思います。実際に2月14日までに搬入をしていただきたいと思います。

申し込みの状況について、白岡市については、現在2件申し込みが入っております。ちなみに先週の段階で、蓮田市では0件、宮代町では1件、久喜市では2件なのですが、多面的な支払い交付金事業の団体を利用しているとのことで、40名程が関わっているようです。申込期限までもう少しございますので、増えるかもしれないのですが、そのような現状となっております。

なお、稲藁の野焼きの関係で●●委員からそのような制度があるということで案

内がありました。もう一度確認させていただきますと、稲藁の野焼きに関しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で、いわゆる次に掲げる場合を除き廃棄物を焼却してはいけないと規定されています。逆に言えば次に掲げる場合はやむを得ないということで、そのやむを得ない廃棄物の焼却の中に、政令の方で決められているやむを得ないものとして、農業、林業、または漁業を営むために、やむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却というのがございます。これについては焼却してもやむを得ないところではありますが、ただ、やむを得ないという中でも軽微な焼却となっております。その軽微とはどういうものかということ、近隣の迷惑にならない程度の焼却行為となっております。したがって、苦情等が発生した場合につきましては軽微なものとしてみなされないということになります。

また、農林水産業を営むための必要な焼却ということで、罰則からは除かれるということである。ただし、周囲に迷惑がかからないように十分注意して最小限にとどめる、ということになる。これらは、環境課の方で実際、野焼きは禁止されていますというチラシを配布している中で、そのような表現もされておりますので、ご参考になればと思います。

事務局

以上で、協議報告事項3その他を終わります。

議長

内容説明が終了いたしました。全体を通しまして御意見・御質疑等ございませんか。

委員

局長から稲藁の件でお話がありましたが、私は実際現場で写真を撮り、作業をし、作業後ということで、清掃を行いました。これからでもまだ間に合うということで、書類を作成し、提出をしました。要は、先ほどお話があったとおり、今月の27日までに農政課へ連絡をし、作業は来年度でもよいということでございます。どのようなことをするかということ、私は作業前の写真を撮り、作業中も撮り、作業後も撮り、そして撮ったものを欲しいという方に渡しました。それから自宅に持ち帰り、堆肥として使おうと思い、持ち帰りました。写真を農政課へ持っていったらこれではダメだと言われ諦めました。今後どうしたらいいかといいますと、作業前に農政課へ連絡をして頂いてから作業前、作業中、作業後の撮影をし、トラックに積んで、それを環境センターに持って行く。1㎡当たり5千円が支払われる。いずれにしても環境センターに持っていかなくてはならない。まだこれからでも間に合うと思いますので制度の利用をしていただけたらと思います。

議長

以上をもちまして、本日の総会を閉会といたします。

【閉会 午前9時50分】